

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	札幌市新型コロナウイルスワクチン接種等業務（札幌パークホテル会場）	
発 注 課	保健福祉局医療対策室業務調整課	
選 定 事 業 者	株式会社ベネフィット・ワン	
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）		
<p>新型コロナウイルスワクチンの接種については、医療機関での個別接種のほか、必要に応じて市町村が医療機関外に接種会場を設置することとされており、札幌市においては個別接種と集団接種の併用により接種を進めていくこととしている。</p> <p>ワクチンの集団接種にあたっては、会場内で予診による接種可否の判断、副反応発生時の救命措置等の業務を行う医師と、ワクチンの接種、薬液充填、ワクチンの希釈を行う看護師を配置する必要がある。</p> <p>また、医療機関での個別接種に比べて、集団接種は1日当たりの接種人数が多く、とりわけ札幌パークホテル会場は大規模な集団接種会場としての運営を想定しており、多くの医師、看護師を長期にわたり配置する必要がある。</p> <p>このため、札幌市医師会などの関係団体と、集団接種会場の従事者の確保について協議を進めてきたものの、日常的な診察のほか、新型コロナウイルスへの対応など、厳しい医療現場の実状があり、医療従事者の確保がなかなか見通せない状況にあった。</p> <p>こうした中、数多くの健診事業者と提携し、全国で数多くの健診事業の受託実績を有している株式会社ベネフィット・ワンは、健診事業者との連携を生かし、多数の医療従事者を確保することが可能である。</p> <p>このことから、札幌パークホテルに設置する接種会場を長期間安定して運営できるのは、実施業務の受託者である株式会社ベネフィット・ワンのみである。</p> <p>さらに、接種を希望する市民に対して、1日も早い接種の実現に繋げるため、緊急的に実施する業務につき、競争に付す時間的余裕がないため、当該業者と随意契約を締結したい。</p> <p>なお、「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業」に係る契約締結については、令和2年12月18日付けで厚生労働省から「緊急の必要により競争入札に付することができないときに該当するものとして随意契約を締結することができるもの」と通知されていることを申し添えます。</p>		
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号（予定価格100万円超の場合に記入）	
決 定 日	令和3年4月30日	